障害者支援制度をご利用ください

令和元年度に実施する障害福祉サービス等をご案内します。受けることができる制度は、障害者手帳の有無や 種類、等級によって異なります。制度の利用方法や障害者手帳の取得方法など、詳細はお問い合わせください。

■・問/障害福祉課 ☎463-1598~9 M463-1025

障害者虐待防止センター

障害のある方への虐待について相談、通報または届け出を受けたときは、関係機関との連携により円滑な解決に努めます。

障害者虐待とは、障害のある方を現に養護している者、 障害福祉施設または障害福祉サービス事業等に従事する 者、雇用者(障害のある方を雇用する事業主等)が障害の ある方に対して行う次のいずれかに該当する行為です。

- ①身体的虐待 ②性的虐待 ③心理的虐待
- ④放棄・放任 ⑤経済的虐待

このような虐待が行われているのを見たり聞いたりした方は当センター(障害福祉課内)にご連絡ください。障害のある方の安全を確認し、虐待の事実確認や障害のある方の保護、養護者への支援など必要な対応をします。

また、虐待を未然に防ぐために養護 者の負担軽減のための助言・支援など も行いますので、介助の負担が重いと 感じている方はご相談ください。



<u>「自立支援医療(精神通院)・精神障害者通院医療費助成事業</u>

自立支援医療 (精神通院)

精神疾患の治療を受けるときに、申請により通院医療費の自己負担分を1割に軽減する制度です。院外処方箋薬局、精神科デイケア、訪問看護ステーションも対象になります。 継続する場合には、更新の手続きが必要です。

精神障害者通院医療費助成事業(住民税非課税の方対象)

自立支援医療(精神通院)を利用した際の、一部自己 負担金(医療費等の1割)を助成する制度です。

支給日/毎月15日(土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日) までの申請分を、翌月の15日(土・日曜日、祝日の場 合は直前の開庁日)に支給

申請先/障害福祉課、内間木支所、 各出張所

※郵送でも申請ができます。



心身障害者扶養共済制度

加入者(保護者)が死亡または重度の障害状態になった場合、障害のある方に月額2万円の年金が支給されます(1口あたり)。

また、障害のある方が死亡した場合は弔慰金が支給されます(加入期間に応じて、5万円、12万5千円、25万円など)。

この制度は共済制度ですので、加入者は掛金を納めます(1 \square 月額9,300円 \sim 23,300円)。また、所得により掛金が減額または免除になります。障害のある方1人につき、加入者1人、2 \square まで加入できます。

加入できる方/

- ①障害のある方の保護者であること(現に障害のある方を 扶養していること)
- ②埼玉県内(さいたま市を除く)に住所を有していること
- ③加入する年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること
- ④加入時に疾病および障害を有しないこと(生命保険に加入できる状態であること)

紙おむつ支給サービス

対象/常時紙おむつを利用している市内に住所を有する方で、身体障害者手帳1、2級または療育手帳A、Aを所持している方(入院中、施設に入所中、3歳未満、長寿はつらつ課の制度で紙おむつの支給を受けている方を除きます)

内容/市の指定品目より選択

障害者等日中一時支援事業

一時的に見守り等が必要な障害のある方に日中活動の場を提供し、日常的に介護している家族の支援を目的としています。「すわ緑風園」などで実施しています。

対象/市内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- 障害者手帳(身体・療育・精神)を所持している方
- 医師により発達に障害があると診断された方

利用者負担/原則かかった費用の1割負担(住民税非課税世帯は無料)

利用上限/月10日以内

障害者移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある方に、必要不可欠な 外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活 および社会参加を促すことを目的としています。

対象/市内に住所を有する次のいずれかに該当する方

- ・障害者手帳(身体・療育・精神)を所持している方 ※身体障害については諸要件があります。
- ・医師により発達に障害があると診断された方 ※視覚障害があり移動が著しく困難な方は同行援護の利 用が優先となります。

利用者負担/原則かかった費用の1割 負担(住民税非課税世帯は無料)

利用上限/月128時間以內



特別障害者手当等

①特別児童扶養手当

身体等に一定の障害のある20歳未満のお子さんを育て ている方に支給されます。

手当額/月額52,200円(1級)、34,770円(2級)

②特別障害者手当

20歳以上で、身体等に著しく重度の障害があるため、 日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給 されます。

手当額/月額27,200円

③障害児福祉手当

20歳未満で、身体等に著しく重度の障害があるため、常時特別な介護を必要とする方に支給されます。

手当額/月額14,790円

※①、②、③のいずれの手当も所得の制限や条件があります。受給要件・申請についてはお問い合わせください。

現況届の提出/

すでに手当を受けている方は 毎年8月に現況届(所得状況届) の提出が必要です。届け出用紙 を忘れずにご提出をお願いしま す。(7月下旬ごろ送付予定)



障害のある方に対する自動車改造費の補助

障害のある方に対し、自立した日常生活や社会生活を 営むために自動車を取得し、自動車の操行装置等の改造 を要する場合、その費用の一部を補助します。なお、上 限額は10万円です。

※所得制限があります。



【 障害のある方に対する自動車運転免許の取得に要する費用の一部補助

補助額/180,000円と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に3分の2を乗じた額

ただし、過去において運転免許取得のため本市または 他市区町村より補助金の交付を受けた方は対象外です。

身体障害者等診断書料補助金

対象/新規で身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 の交付を受けた方(いずれかの新規申請時の1回限り)

必要なもの/振り込みを希望する□座の通帳等、印鑑、 診断書料を支払ったことがわかる領収書

支給日/申請月の翌月末頃に支給

支給額/診断書作成にかかった金額(限度5,000円)

重度心身障害者医療費支給制度

支給対象(重度心身障害者)/①身体障害者手帳1~3級、 ②療育手帳(A・A・B、③精神障害者保健福祉手帳1級、 ④65歳未満で次のいずれかの手帳等の交付を受けてい る方が、65歳以降後期高齢者医療制度の障害認定を受けた場合

- 身体障害者手帳4級のうち、音声または言語機能障害、 下肢機能障害(一部)
- 精神障害者保健福祉手帳2級
- ・ 障害基礎年金1・2級の証書

※①、②、③は、65歳以上で重度心身障害者となった方は除く

支給額/入院、通院等の各医療保険制度における医療費の一部負担金。ただし、各医療保険から高額療養費や 附加給付金が支給されるときは、その金額を差し引い て支給

※入院時の食事代等は、平成28年4月診療分から、住民 税非課税世帯等の方を対象に助成します。

※精神障害者保健福祉手帳1級の方は、精神病床の入院費は対象外です。

支給日/毎月15日(土・日曜日、祝日の場合は翌開庁日) までの申請分を、翌月の15日(土・日曜日、祝日の場合 は直前の開庁日)に支給

申請先/障害福祉課、内間木支所、各出張所 ※郵送でも申請ができます。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

両耳の聴力レベルが25デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童について、補聴器購入費の一部を助成します。

補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断した場合に適用になります。 ※所得制限があります。

費用負担/補助基準額の3分の2は県と市で負担します

精神保健福祉相談

精神保健に関する本人・家族の相談を、電話・面接などにより精神保健福祉士が行っています。

実施日/第1・3火曜日 午後1時~5時15分

費用/無料

場所/障害福祉課

※相談内容や個人情報などの 秘密は厳守します。(要予約)



更生訓練費用の支給

就労移行支援または自立訓練を利用している方に対し、 社会復帰の促進を図ることを目的とします。

対象/利用者負担額の生じない方等

支給額/通所、施設入所、訓練従事日数によって支給額 が異なります。詳しくはお問い合わせください。

支給申請/各月分において翌月10日までに申請してください。